

○三原市賃上げ支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 7 月 1 日

要綱第 116 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰等の影響による厳しい経営状況の中、雇用維持、人材確保等のために賃上げを行う市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内において三原市賃上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三原市補助金等交付規則（平成 17 年三原市規則第 56 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者又は個人事業主をいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者であって、次号から第 4 号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 100 人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 50 人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 100 人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は中小企業者等から除く。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者等以外の者であって、事業を営むものをいう。以下この項において同じ。）が所有している中小企業者等

- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を前3号に該当する者が所有している中小企業者等
- (5) 第1号から第3号までに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が、役員の全てを占めている中小企業者等

3 この要綱において「賃上げ」とは、中小企業者等が雇用する労働者の基本給単価を引き上げることという。

4 この要綱において「基本給単価」とは、中小企業者等が雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするもの及び広島労働局が定める広島県最低賃金又は広島県特定（産業別）最低賃金以上のものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 事業者にあつては、市内に本社若しくは本店又は主たる事業所を有すること。
- (2) 個人事業主にあつては、代表者が市内に住所を有し、かつ事業所を市内に有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 今後も事業を継続する意思があること。
- (5) 令和7年度又は令和8年度に賃上げを目的とする公的給付を受けていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていないこと。
- (7) 社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。
- (8) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しないこと。

- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該事業に係る接客業務受託営業を行う事業者に該当しないこと。

(補助対象労働者)

第4条 補助の対象となる労働者(以下「補助対象労働者」という。)は、補助対象者が市内の事業所に勤務する労働者に支払った基本給単価について、令和7年4月1日から令和8年12月31日までの間に、2パーセント以上の賃上げ率の賃上げを行った者とする。

2 前項の賃上げ率は、賃上げ後の基本給単価から賃上げ前の基本給単価の差額を賃上げ前の基本給単価の額で除して算出するものとする。

3 補助金交付申請日時時点で、市内の事業所に勤務している者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象労働者の数に2万円を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三原市賃上げ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、令和9年1月29日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象労働者に係る労働条件通知書の写し

(2) 補助対象労働者に係る賃上げ前後の賃金台帳の写し

(3) 個人事業主にあつては、代表者が市内に住所を有し、かつ事業所を市内に有することが確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による交付申請は、電子申請又は持参によるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行い、三原市賃上げ支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めるときは三原

市賃上げ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、申請者が偽りその他の不正の方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。